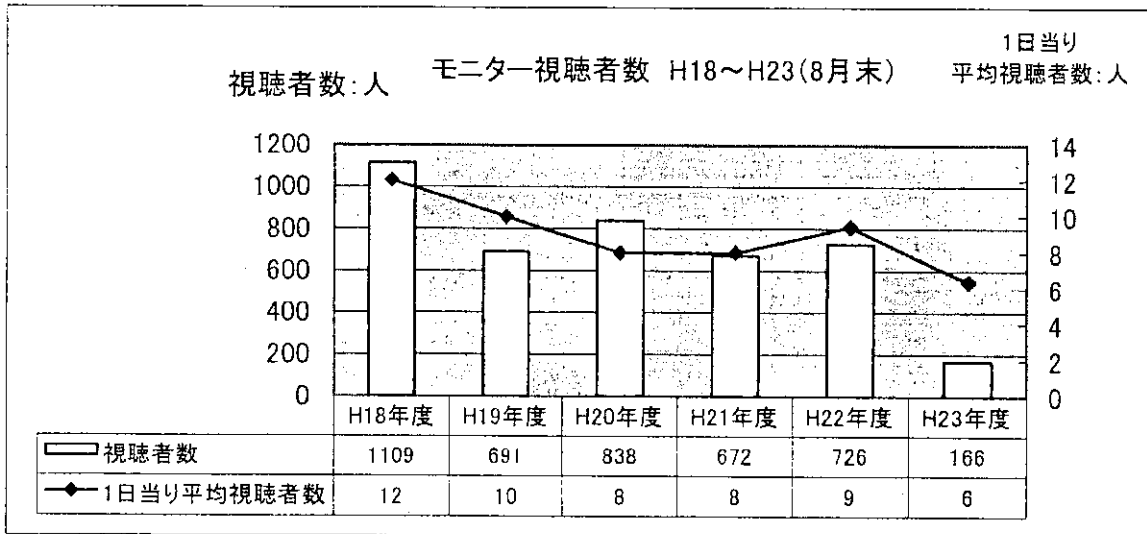


### 委員会モニターテレビ視聴者への資料提供の在り方

|      |  |
|------|--|
| 現 状  | 委員会モニターテレビ視聴者には、当日の委員会の案件を記した資料（委員への「連絡メモ」と同内容のもの）を交付するとともに、市会モニター視聴室内に閲覧用として委員会資料3部を用意している。<br>また、市会情報公開コーナーにおいても自由に資料を閲覧、複写できるようにしているほか、後日、市会ホームページにも掲載している。 |
| 検討趣旨 | 委員会モニターテレビ視聴者の利便性向上のため、視聴者一人一人に対して委員会資料を提供するかどうかを検討する。   |
| 論 点  | 委員会モニターテレビ視聴者一人一人に委員会資料を提供するのかどうか。<br><実施する場合の課題><br>単なるコピーで済まないような資料（カラー刷りのパンフレット、製本された冊子の類など）について、執行機関側はモニターテレビ視聴者に提供する分も含めた数で発注する必要がある。                     |
| 参 考  | 【モニター視聴者数の推移及び他都市の状況】<br>裏面参照  |

【モニター視聴者数の推移】



【他都市の状況】

モニターテレビを設置している政令市の視聴者への資料提供状況

|       |  |
|-------|--|
| 京都市   | 当日の委員会の案件を記した資料（委員への「連絡メモ」と同内容のもの）を交付するとともに、市会モニター視聴室内に閲覧用として委員会資料を3部用意している。 |
| 仙台市   | 何も提供していない。   |
| さいたま市 | 何も提供していない。   |
| 横浜市   | 閲覧用として委員会資料を1部用意している。  |
| 大阪市   | 委員会資料は配布していないが、当日の議題・質疑予定表をモニター室にて掲示している。                                    |